

令和3年度第1回国営事業評価技術検討会開催

北海道開発局では、国営土地改良事業等の効率性及び透明性の向上を図るため、事業評価(再評価・事後評価)を実施しており、この度、令和3年度第1回国営事業評価技術検討会を下記のとおり開催します。

技術検討会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB会議により開催します。
なお、本技術検討会開催後、議事概要等をホームページで公表します。

記

日時：令和3年5月11日(火) 15:00～

内容：委員長選任、審議(運営、スケジュール等)

※ 委員については別紙1、事業評価対象地区は別紙2を参照ください。

技術検討会は公開で行い、WEBによる傍聴が可能です。

傍聴を希望される方は、5月10日(月)12時までに以下のとおり連絡願います。

【宛先】北海道開発局農業水産部農業計画課 国営事業評価技術検討会事務局

FAX番号 011-709-2145

メールアドレス hkd-ky-jigyohyouka@gxb.mlit.go.jp

【記載事項】氏名(ふりがな)、電話番号、メールアドレス

(差し支えなければ、勤務先、所属団体も記載してください。)

御提供いただいた個人情報は、受付確認のため使用し、他の目的には使用いたしません。

傍聴に当たっては、別紙3の留意事項を遵守願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表)011-709-2311

事後評価：農業水産部 農業計画課 事業計画推進官 田代 健介 (内線 5513)

農業水産部 農業計画課 負担対策専門官 岡村 充博 (内線 2068)

再評価：農業水産部 農業整備課 課長補佐 駒井 文広 (内線 5589)

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



令和3年度国営事業評価技術検討会委員名簿

<small>いのうえ</small> 井上	<small>せいじ</small> 誠司	酪農学園大学農食環境学群教授
<small>おかむら</small> 岡村	<small>としくに</small> 俊邦	特定非営利活動法人近自然森づくり協会理事長
<small>こんの</small> 紺野	<small>ひろの</small> 裕乃	北海道開発技術センター調査研究部首席研究員
<small>ながさわ</small> 長澤	<small>てつあき</small> 徹明	北海道大学名誉教授
<small>はたの</small> 波多野	<small>りゆうすけ</small> 隆介	北海道大学名誉教授
<small>もり</small> 森	<small>くみこ</small> 久美子	作家・エッセイスト

(五十音順 敬称略)

公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）
令和3年度実施地区一覧

（国営農地再編整備事業）

地区名	関係市町村	採択年度	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
みなみながさ 南長沼	長沼町	H23	1,550	26,500	区画整理1,545ha、農地造成5ha

注)総事業費、主要工事計画は、現事業計画ベースの内容を記載。

令和3年度 再評価公表地区位置図



令和3年度事後評価公表地区一覧

(国営かんがい排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
びっぶ	旭川市、鷹栖町、 比布町、愛別町	H15～H26 (H27)	3,232	11,948	頭首工1箇所、用水路26.6km

注)事業期間の括弧書きは完了公告年度

(直轄明渠排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
なかがわ	中川町	H20～H26 (H27)	1,060	4,119	排水機1箇所、排水路7.9km

注)事業期間の括弧書きは完了公告年度

令和3年度 事後評価公表地区位置図



傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 WEB 会議システム（Webex）による傍聴となります。
傍聴の方法については、傍聴登録された方にメールで5月11日（火）12時までに御案内を予定しているため、メールアドレスは必ず記載してください。
（電話による申込みは御遠慮ください）
お申込みの際は、複数名の場合でも、お一人ずつの記載事項をお書きください。
- 2 傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。
 - 1）傍聴は、事前にお知らせした方法で行うこと。
 - 2）傍聴者のカメラ、マイクはオフにすること。また、チャット機能による書き込みを行わないこと。
 - 3）Web 会議の URL を転送したり、SNS で公開したりしないこと。
 - 4）報道関係者を除き、会議の録画、録音を行わないこと。
 - 5）その他、事務局職員の指示に従うこと。